

久保田進一氏、安部彰氏、江口聡氏の書評への応答 有馬 斉

最初に、拙著『死ぬ権利はあるか』（春風社、2019年）への書評を執筆して下さった久保田進一、安部彰、江口聡の各氏にたいする感謝の意を表しておきたい。以下ではとくに疑問や批判の部分に絞って応答を試みるが、それでも、主として紙幅の都合上、そのすべてに回答することはできなかった。しかし、応えきれなかった部分も今後の研究の糧としたい。尚、以下で評者の敬称は略した^(註)。

1. 自己決定を常に優先的に重視する考えかた

拙著で取り組んだのは、自分の死にかたや死ぬタイミングを選ぶ個人の権利の範囲の問題である。主に終末期医療の臨床のケースにそくして検討した。

拙著では、全編をとおし、死にかたについて個人の自己決定が尊重されることの良さを他の価値より優先して重視する立場を批判した。とくに、第一章では、自己決定が尊重されることの良さは、すくなくとも、当の個人の福利を守ることの良さとバランスされなくてはならない（福利がどれだけ損なわれそうでも常に自己決定が尊重されるべきとはいえない）と思われることを述べた。また、第六章では、自己決定と福利のどちらよりも常に優先して守られるべき価値が、人の命あるいは存在そのものに宿ると考えることもできると主張した。

久保田は、死にかたにかんして個人の自己決定が他の価値に常に優先して尊重されるべきとする立場（拙著ではこれを自己決定至上型と呼んだ）「が何故支持できないのか…〔その〕根拠は何かを明示してもらいたい」という。筆者としては拙著中で十分あきらかにしたつもりだが、実際この点については安部のまとめでも強調点が（筆者が強調したい点と）すこしずれているように思われるため、改めて述べておきたい。

久保田は、筆者が自己決定至上型を支持しない理由が、死にたいという患者の意向が家族など第三者の意向と対立しうることや、死にたいという

患者のことが患者を世話したくない家族からくる心理的圧力に屈した結果にすぎない場合があることにありと理解しているのかもしれない。（久保田は、自己決定至上型が支持できない理由を明示してほしいと述べた箇所のすぐうえでこれらの論点に触れている。）しかし、これは誤解である。

また安部は、自己決定至上型にたいする筆者による批判の中の「クリティカルヒット」は、「負債に喘いで、あるいは文学的な苦悩に囚われて縮命を望むひとの自己決定まで容認してしまう」点を指摘する批判であるという。これが自己決定至上型にたいする重要な批判であることを筆者は否定しないが、しかし、精確に言えばこれは筆者独自の批判ではない。筆者が自己決定至上型の例として挙げたR・ドゥオーキンやD・ブロックの立論にたいして、このタイプの批判はすでに他の研究者らが行っている（Cf. 拙著、133頁、註 [33]）。

この点で筆者に独自の貢献があるならそれは、この批判をもうひとつの批判と合わせることで、自己決定至上型を擁護しようとする人々がこの批判をうけたときに思い当たりそうなくつかの退路を断った点にある。とりわけ重要なのは、たとえば負債や文学熱のために死のうなどと思う人はものごとを合理的に判断する力をすでに欠いているため、真に自律的とはみなせない（だからそんな人の自己決定は尊重しなくてもかまわない）とする言い逃れの可能性である。委細を述べる紙幅はないが、拙著では、この言い逃れについて、かりに正しくても、そう考えると個人の自己決定が当人の福利とバランスされなくてはならないことを認める立場に追い込まれる（つまりそのように言い逃れる人はもはや自己決定至上型を支持しているとはみなせない）と論じた。

久保田は、拙著の結論が「患者の自己決定権の侵害」を許し、「自由主義社会で認められている愚行権を認めない」ことを問題視しているようである。そこで改めてはっきりいえば、たしかに筆者は、死にかたにかんする個人の自己決定が無制限に認められるべきだとは考えていない。また、愚行権というのが、どんなに愚かな理由からでも死ぬことができる（そのために他人に邪魔されなかったり他人の助けを借りたりもできる）権利を

意味するのだとすれば、現実のどんな社会でもそうした権利が認められているとは思わない。

そして実際、久保田自身も、この点で筆者と別の意見を真剣に支持しているようには見えない。久保田は「もちろん、判断力がまともであり、終末期の患者であることが〔死にたいという個人の自己決定が尊重されるべきといえるための〕前提ではある」という。終末期でなければ死んではならないというのだから、久保田も、健康な人が死にたいというときはそれを止めようとする周囲のバターナリズムが正当化できると考えているのだろう。

久保田はまた、経済的理由や文学のために死のうとする人を周囲が止めなかったり助けたりすることについて、昨今では許容できると考える人も「かなり多い」可能性があるという。この点は拙著で詳論したとおりだが、想像力を逞しくし熟慮したうえで尚もそう考える人が多くいるとは筆者には信じがたい。

2. 自己決定と尊厳の両立

安部によれば、拙著の論述にしたがうと、自己決定至上型は、拙著が最終的に擁護する立場（人の尊厳を重視する立場）と「両立」する。安部はまた、両者が両立するので、前者を否定しつつ後者だけ擁護することはできないと考えているようである。

この批判にはまちがいがあがる。安部のいう「両立」するとは、自己決定至上型の立場が容認する個人の死にかたと、尊厳重視の立場が容認する死にかたとが、部分的に一致することを意味する。たしかに拙著では、とくに回復を見込めないPVS患者の栄養補給を断つことについて、どちらの立場からでも容認されうると述べた。さてしかしこのことは、ふたつの立場のうちどちらか一方だけがあやまりで、もう一方は正しいと考えることとまったく矛盾しない。

拙著では最終的に、患者の死期を早めうる医療者の多様なふるまいの中で、倫理的に正当化できる範囲はごく限られていると結論した。PVSのケースはこの範囲に含まれる。尊厳重視の立場は、PVSのケースを容認するが、その他ではこの立場

が容認できるとみなすふるまいの範囲はごく限られている。これにたいして、自己決定至上型は、PVSのケースだけでなく、たとえば文学熱による自殺など、容認されるべきでないことがあきらかと思われるような個人の死にかたまで容認してしまう。筆者が尊厳重視の立場を正しいと考える一方で、自己決定至上型があやまっていると結論したのはこのためである。

3. 人以外の動物の扱い

江口が指摘するとおり、拙著の第六章は「ヴェレマンのカント主義的な尊厳の議論を直接に擁護し根拠づけ敷衍するというよりは、それに対する批判から防衛することによって「擁護論が現時点で批判と比べて優位にあるか、あるいはすくなくとも拮抗するものであること」を示して間接的に擁護する」論法をとった。江口の批判点の大部分は、この論法では、尊厳概念の輪郭が十分あきらかにならず、そのために、人と人以外の動物の扱いにかんして倫理学や生命倫理学の領域でよく議論されるいくつかの重要問題（かならずしも終末期医療の倫理に直接かわるものではない）にたいする筆者の態度が最後まで不明なまま残ってしまっている、という江口の不満を表すものと思われる。

江口の不満の内容はそれ自体として正しい部分も多い。尊厳の概念が、拙著では扱いきれなかった他の問題についても、一貫して妥当な態度をとることを許すか。江口が示唆する問題をすべて取り上げる紙幅（と、また時間）がないため、部分的には宿題として理解しなければならない。しかし、未解決の問題の存在が拙著の議論枠組の説得力を（とくに他の競合的な理論と比較して）大きく弱めるかといえば、筆者は江口の論述が示唆するほど悲観的になれない。また、江口の論述には、拙著ですでに論じた点を取り上げている部分や、あやまりを指摘できる箇所もすくなくない。以下これらの点を確認する。

江口は、人格が尊厳を備えているとみなすことを妥当と考える根拠が拙著では十分あきらかになっていないとくりかえし述べている。あきらかでないためにおこる問題として江口が具体的に指

摘していることのひとつは、人以外の動物にたいして私たちが負うはずの道徳的義務を説明できなくなる、という点である。

しかしこの点については、拙著でもD・ヴェレマンとLW・サムナーの間の論争に参加しつつ筆者の見解を述べてある。

動物の利益はあきらかに配慮に値する。しかし、人格の利益が配慮に値する理由を尊厳に置き、また人格に尊厳があるのは合理的本性のためだと考えるとすると、合理的本性を欠く動物の利益が配慮に値する理由は一見するところなくなってしまう。この問題について、ヴェレマンは、合理的本性を欠く動物も、尊厳とは別の、動物に固有の内在的価値を備えている（つまり、動物もまたそれ自体で価値がある）と考えれば解決可能と主張した。「動物の利益が重要なのは動物が重要だから」というわけである。

サムナーは、ヴェレマンのこの主張を批判し、説明の論理的関係を逆転させて「動物が重要なのはかれらに福利があるからだ」と考えるほうがよいと論じている。拙著で筆者はヴェレマンを擁護して、第一に、逆転させるべきだというサムナーの主張には根拠がないことと、第二に、逆転させると「問題のある議論の後退」が生じると思われることの二点を指摘し、そのため、サムナーの批判は決定的でない結論した（有馬、471頁）。

江口の批判は、筆者の指摘の第一に向けられたものと思われる。つまり、サムナーは根拠を述べている、ということだろう。江口によれば、サムナーの議論に応酬した筆者の論述は「論敵の論証を過剰に捨象して軽視」している。江口は次のように述べる。

つまるところ、我々が人間には犬や猫にたいしてなんらかの道徳的義務があると言おうとする前に、まずは犬や猫の道徳的地位が石ころや新聞紙とは違うことを認めているのであり、我々はその違いの根拠はなんであるのか、ということをはっきりさせねばならないのである。

サムナーの批判のポイントが江口のいうとおり

理解できることについては、筆者に異論はない。さてしかし、問題は、この指摘が「動物の利益が重要なのは動物が重要だから」という見方よりも「動物が重要なのはかれらに福利があるから」とする見方のほうが優れていると考える根拠になっているかである。筆者には、根拠になっていると思われなかった。「動物の利益が重要なのは動物が重要だから」とするヴェレマンの見方にしたがつても、動物が石ころとはちがうことは説明できるからである。

もちろん「動物が重要なのは動物に福利があるから」とするサムナーの見解にしたがつても、同じ点は説明できる。しかし筆者は、その見解だと、論が問題のある後退をおこすと指摘したのである。

江口はまた、以上の論点について、「人格が「尊厳」なる内在的価値をもち、その合理的本性の発揮の基盤となる生命を維持するべきであるのは認めるとしても、一方で動物も内在的価値をもち、しかしそれにもかかわらずそれを殺して食べてよいのだとすれば、いったい内在的価値や尊厳といったものがなんであるのか私にはよくわからない」という。

動物に備わる内在的価値の内容については、ヴェレマンも、拙著でも、詳しくは論じていない。したがって、動物の内在的価値にたいする配慮が動物や人格の利益にたいする配慮を常に上回ると考えるべきか（たとえば人が動物を食べることを禁止するか）のような問題は、拙著では未解決の問題である。もちろん、かりに人格の利益のほうに動物の内在的価値にたいする配慮より優先することもある（そのため人が動物を食べてもよい）と考えるべきだとしても、そのことは、人格に尊厳があり、だから人格を手段化してはならないと考えることと、論理的に矛盾はしない。

4. 胎児、新生児、認知症、知的機能障害

江口はまた、拙著における尊厳概念の説明では「認知症の患者、重度の知的障害者、重篤な脳障害を負った患者などの一部」がどのように扱われるべきかの点があきらかになっていないという（7頁）。江口によれば、「我々が（犬や猫と比較して相対的に）合理的な存在者であることをやめたと

き、我々は犬や猫と同じように扱われるべきなのか？ こうした問いにある程度こたえずに、人間や人格の特殊な道徳的地位を主張することはできない」という。(安部も、内在的価値の大きさが個体によって異なるとすると、人格間でも「認知能力や思考力に劣る人格の利益にはより少なく配慮すればよい」という見方が導かれなかと指摘している。)

実際には、拙著には合理性を有するとみなしにくい状態の人の扱いについても論じた箇所がある。まず、回復を見込めないPVS患者の生命維持医療の不使用については、ヴェレマン議論では不正とみなせない(有馬、472頁)。また中絶も不正とはみなせない(同上)。つまり、PVS患者と胎児は特別の道徳的地位を持たないということである。

次に、認知症の患者にも言及した。認知症が合理性を損なう可能性はふたつ考えうる。(a) 認知症という病気の進行そのものによって合理的に思考することができなくなる可能性と、(b) 認知症と診断されたことによる恐怖や悲しみといった感情的な苦しみが、死亡するかあるいは認知障害の進行そのものによって合理性が損なわれるまでの間ずっと「本人の注意の唯一の対象」であるほど大きいという可能性である。ヴェレマンは (b) の可能性も認めているようだが、筆者はそのようなことはありえないとしてこの可能性を否定した。(a) の病気の進行そのものが合理性を完全に喪失させる可能性は認めた(494頁、註 [15])。

以上の他では、江口のいう「パーソン論」が批判的に検討される文脈で頻繁に取り上げられるケースでありながら、しかも拙著が言及していないものとしては、新生児のケースがある。新生児については、拙著の尊厳重視の立場では当の児の利益のために安楽死させることを不正とみなす理由は見つけられないだろう。

江口はまた知的障害と脳障害に言及している。これらのケースはどう考えるべきか。場合によることはいうまでもないが、機能障害のていどが強く、たとえば新生児と同じくらいかそれ以下の理性や思考しかない場合でいえば、その生命を絶つことについても、拙著の議論の枠組では禁止され

ないというべきである。

尚、江口は、ヴェレマンの議論について「人が、生物学的な衰えによって、「尊厳」を失うような状況におちいりそうならば、本人はおろか、他人がそれを破壊することを場合によって推奨し義務であるとさえ考えるような議論」であるにもかかわらず、筆者がそのことを「はっきり認めない」という。さてしかし、実際には、ヴェレマンの議論にしたがった場合、人の命の破壊が推奨されたり義務とされたりすることはほとんどないというべきである。

たとえばPVSの人、胎児、新生児、後期認知症や重度の知的機能障害がある人について考えてみよう。ヴェレマンの立場は、だれかがただこれらの状態にあるというだけでその命の破壊を推奨したり義務としたりする立場ではない。

ここでは次の区別が重要である。ある個体がたんに尊厳を有していない(まだ有していなかったり、まったく有することがなかったり、かつては有していたがもはや失っていたりして、とにかく今は有していない)状態にあることと、ある個体の尊厳が冒瀆されていることとは、別である。前者の場合、ただそれだけのために尊厳の価値がこの個体の破壊を要求するとはいかにも考えにくい。石ころや看板など、尊厳を持たない個体はここかしこに存在する。ふだんから石や看板を破壊して回ることが尊厳の要求であると考えるのはいかにもおかしい。

尊厳の価値が個体の破壊を要求するのは、あくまで当の個体が尊厳をかつて有していて、しかもその尊厳がすでに冒瀆されている場合であるにすぎない。ヴェレマンはこの後者の場合を指して「私たちは、尊厳を持つ対象がもしもそうしなければ当の価値を冒瀆するしかたで劣化する(deteriorate in ways that would offend that value)場合に、その対象を破壊することが許されたり、義務づけられたりすることさえある」と表現している(Velleman, p. 617)。また具体的に、生前の人格の尊厳が冒瀆されないよう死体を焼くべきケース(p. 617)と、痛みが唯一の注意の対象となる(痛みから解放されたいという目的しか持たない)ほど強いケース(ibid. p. 618)を挙げている。前者は、たとえば

死体が腐って臭いを放ったり、屍姦されそうになったりなど、そういったケースだろうか。こうしたケースで、遺体を焼くことや、患者を殺すことが推奨されたり義務とみなされたりすることは、すくなくとも筆者の感覚ではおかしいとは思われない。

もちろんくりかえせば、ヴェレマンの議論の下では、PVSの人や、胎児や新生児、後期認知症や重度の知的機能障害がある人について、かれらの存在を（だれかの利益のために）破壊することを不正とみなす理由は見つからない（すくなくとも、それが尊厳を利益と引き換える行為であるからという理由で非難することはできない）。そこでたとえば、重い病気や機能障害があつて世話をする周囲に負担はかかるが、本人は（病気や機能障害のない人ほどではないにしても）幸せに生きることができるはずの新生児について、その児を生まれてすぐに殺せば、親が病気や機能障害のない次の児を設ける可能性が高い場合（これは生命倫理の領域でよく取り上げられるケースである）、当の新生児の生命を破壊することを（推奨はしないものの、やはり）不正とみなすことはできないように見える。これは直観に反する含意として検討に値するというべきだろう。

ただし、念のため付言すれば、このケースについては功利主義や契約論などの他の有力な道徳理論にしたがっても同じ結論の回避が容易でないと考えられてきた。また、そのために、さまざまな理論的立場からこの結論を回避する考えかたが提案されてきた。ここでは詳論できないが、筆者の見込みでは、実際そうした考えかたの中には、尊厳を重視する立場を維持しつつ援用できるものもあると思われる。

註)

本稿の一部は、京都生命倫理研究会（於・京都女子大学、2019年6月22日）であった拙著の合評会のために用意した資料を、今回いただいた紙幅に合わせ大幅に削ったものである。合評会を実現して下さった児玉聡、小門穂、浅野幸治の各氏と当日の参加者に改めて感謝の意を表したい。

文献

Velleman, J.D. 1999, "A Right of Self-Termination?" *Ethics*, 109(3), 606-28.

有馬齊、『死ぬ権利はあるか』、2019年、春風社。